

(書式 1 - 2 - 3 - 1)

伝染病隔離者遺言の標準遺言書

遺 言 書

遺言者は、伝染病のため行政処分により交通が遮断された〇〇県〇〇郡〇〇町
所在の〇〇病院内にあるので、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時後記の警察官及
び証人立会のもとで、次のとおり遺言をし、後記の筆者にこの証書を作成させた。

- 1 遺言者は、その有する不動産の全部及び預貯金の全部を、妻〇〇〇〇に
相続させる。
- 2 遺言者は、その有する株式及び国債を長男〇〇〇〇と長女〇〇〇〇に2
分の1の割合で相続させる。
- 3 遺言者は、この遺言の執行者として、長男〇〇〇〇を指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
遺言者 〇 〇 〇 〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
筆 者 〇 〇 〇 〇 印

〇〇県〇〇警察署警部補
立会人 〇 〇 〇 〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番号
証 人 〇 〇 〇 〇 印

解説

病院に限らず、自宅でも伝染病のため隔離されていれば、この方式によることができる（民法第977条）。刑務所にいる者、災害等で隔離された場所にいる者も、この方式によることができると解されている。

この方式も、検認が必要であり、遺言者が6箇月生存するときは効力を失う（民法第983条）。

